

平成28年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会（第2日）

1. 出席議員（10名）

1番	白	水	勝	己	2番	與	國	洋
3番	原	口	憲	雄	4番	松	尾	正
5番	津	留	涉		6番	中	原	智
7番	岩	渕	穰		8番	春	田	智
9番	壽	福	正	勝	10番	野	口	明

2. 欠席議員（なし）

3. 説明のために出席した者の職氏名（9名）

企業長	井上	澄和	副企業長	武末	茂喜
参与	後藤	俊介	参与	八尋	博基
局長	櫻井	隆司	総務課長	中島	勝巳
浄水課長	重松	岩敏	施設課長	平山	幸生
料金課長	山川	誠治			

4. 出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長	山崎	巖	書記	糸山	明宏
------	----	---	----	----	----

5. 議事日程第2号

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号から議案第8号に対する質疑、討論、採決

6. 会議に付した事件名

議案第1号 平成27年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）

議案第2号 平成28年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算

議案第3号 春日那珂川水道企業団行政不服審査会条例の制定について

議案第4号 春日那珂川水道企業団情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 春日那珂川水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 春日那珂川水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 春日那珂川水道企業団特別職の職員の議員報酬、報酬及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例の制定について

開会 14時00分

○原口議長 皆様こんにちは。

定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事録日程第2号により議事を進めてまいります。

日程第1、一般質問を行います。

本定例会に1名の方から質問通告が提出されております。

質問をお受けいたします。

9番壽福正勝議員。

○壽福議員 9番壽福正勝であります。一般質問を行います。

まず初めに、このたびの記録的な寒波によりまして当企業団はもちろんのこと、九州各地にて水道管の凍結、破損、それに伴う漏水等、甚大な被害が発生をしました。この影響で九州、山口地方全8県、おおよそでございますが6万5,600世帯で断水があったということが報じられております。私は1月27日の朝、企業団に出向きまして、その被害状況を確認をさせていただきました。職員の方はそれこそ不眠不休で、もう2日、3日家に帰っていないというような徹夜続きでこの復旧作業に当たっておられました。本当に感謝申し上げるし、頭の下がる思いでございました。そこで、今回の寒波による被害の状況と、そして復旧作業の進捗、そして経過についてあわせてお示しをください。

次に、住民の皆様からの問い合わせについてであります。新聞報道によりますと、福岡市は市民の問い合わせが約5,330件あったと聞いております。その内容につきましては水道管の破損による漏水の水道料金の支払いの有無等々であったということですが、当企業団においてどのような問い合わせがあったのか、その問い合わせに対してどのように対処をされたのか、あわせてお示しをください。

次に、住民の皆様へのお知らせ、周知についてであります。1月26日より緊急断水や減圧給水の措置がとられましたが、節水協力とともに適切なお知らせがなされたのか、また今後の課題もあれば、あわせてお示しをください。

次に、空き家からの漏水対策についてであります。空き家の水道管破損による漏水を放置をしますとほかの世帯への影響が大きいということから、これは鹿児島市の例でございますが、市内の約1万7,000軒の空き家を職員100人体制で止水栓をとめる作業を続けたということが報道されておりましたが、当企業団における空き家対策についてお示しをください。

次に、使用水量の認定と料金の減免についてであります。冒頭、福岡市の市民の問い合

わせにおいて水道管破損による漏水の水道料金の支払いの有無が問い合わせにあったというふうに申し上げました。当企業団において春日那珂川水道企業団使用水量の認定等に関する要綱が定めてあります。第6条の中で次の表に掲げる事由による漏水量が使用水量に含まれると認める場合は次の算式により算出したものを認定水量とすると。その事由の一つが天災その他の不可抗力的な場合による漏水ということで寒波を除くとなっております。このたびの記録的な寒波による水道管破損による漏水は幾つかあるこの事由のどれに該当するのか、あるいは認定されないのか、認定されるとすると、その規模というものはどの程度になるのか、あわせてお示しをください。このことは、実は2月10日の新聞報道で当企業団においても減免措置をとるということが報道されておりましたけれども、私はこの質問通告をしましたのが2日前の2月8日でしたので、改めてお聞きをいたします。

最後に、企業長にお尋ねをいたします。

春日市、那珂川町に限らず多くの自治体が公共施設の老朽化に伴いまして、それらの集約も視野に入れながらのインフラ整備が大きな問題と、そしてまた負担ともなっております。当企業団においては、さらに違法取水の是正、恒久水源の確保に多くの財源の投資が見込まれる中であって、老朽化した水道管の入替えや耐震化、さらに施設の改修改築も待ったなしの状態にあります。この危機的な状況をどのように乗り切っていこうとされているのか見解をお示しください。

以上でございます。

○原口議長 平山施設課長。

○平山施設課長 施設課長の平山です。ただいま壽福議員の御質問の1点目、被害の状況と復旧作業の進捗、経過、それから2点目の住民の皆様からの問い合わせの対処について私のほうからお答えさせていただきます。

今回の寒波に関しましては、報道等によりある程度予測しておりましたので、24日の日曜日に関しましては施設課職員の全員出勤で対応に当たっております。

なお、報道等により事前に情報がありましたものですから、南福岡管工事協同組合春日那珂川支部にも事前に協力を依頼をしておりました。数年前に寒波が来まして多少被害を受けた経緯がございますので、その際には協力業者に企業団事務所で待機をしていただいて企業団で受け付けした被害と申しますか、破損の修理の対応をお願いして行っております。今回も同様の対応を考えておりましたが、24日の破損の件数は春日市内で3件ございました。この分については職員のほうと年間委託の修理当番店での対応で処理ができた状況であります。

次に、被害の状況ですが、24日の日曜日は凍結による水が出ないという問い合わせのほう春日市内において30件、那珂川町において13件、計43件の問い合わせが寄せられております。対応としましては、お客様御自身のほうでできる解凍方法の説明や時間的に余裕がある場合は気温の上昇を待つていただくような形の自然解凍でということで対応しております。このうちお客様御自身では対応できない等の問い合わせ等もいただいております。この分に関しましては職員のほうでうちのほうに備えつけで置いておりますドライヤー等を持参して管を温める等の作業をして解凍作業を行っております。25日からは協力業者の派遣を考えておりましたが、御存じのとおり道路の積雪により修理班の職員の方はおられるんですが、車の移動がちょっと困難であるというような状況も発生しまして、午前中の凍結破損情報がかなり多く寄せられ始めております。このため当日4社は協力でこちらに参っておったんですが、修理の対応がかなり日程的に遅くなるというような予想がされましたものですから、この日の午前中、約午後に近い時間ぐらいからお客様御自身でお知り合いの業者がおられるとか、そういった形のほうで手配ができればというところでそちらを優先していただくような対応を行っております。結果、25日の破損の情報は春日市、那珂川町合わせまして301件と激増した次第です。翌26日は同じく318件、翌27日からは減少に傾きまして145件、その日以降、徐々に問い合わせは減っております。破損の主な箇所としましては、一般家庭の給湯器とか外に設置してあります散水栓、それからビル関係の受水槽周りなどの露出部分の破損がほとんどのものであります。結果、2月3日の集計までで合計の911件の凍結破損の情報が寄せられております。そのうち494件をうちのほうの受け付けとしてうちのほうの協力業者のほうに修理の手配を行っております。結果、25日、26日から27、8日ごろまでの分の修理の手配完了が2月1日で終了したような状況でありました。

修理の内容につきましては、当日は応急修理がほとんどであったように報告がっております。後日、見積もり等を徴集して本修理をしていただくというような形のもので、現在も進行中ということで報告を受けております。

次に、2点目の住民の皆様からの問い合わせの対処についてであります。24日の日曜日は凍結による水が出ないという問い合わせがほとんどでありました。25日、26日以降は24日と同様に水が出ないという問い合わせと水道管が破損した、あるいはすぐに水をためてほしい、修理をしてほしいとか、修理業者の紹介してほしい等の問い合わせが多く寄せられております。その多くが屋外の給湯器付近や露出部分での漏水情報が多くございまして、お客様御自身での止水、バルブの仮止めとかの手順を説明して困難な場合や空き家とか不在のお宅での近所の方からの通報の場合は職員で随時巡回して止水作業を行っております。

ます。

修理の対応に関しましては、先ほども御説明しましたが、当企業団の業者の手配で余りにも件数が多く対応が困難となったために状況を説明してお客様の知り合いの業者に直接依頼していただく方法を併用した次第であります。

それから、27日からは25日、26日の午前中ぐらいに依頼をされた修理の日程の問い合わせが徐々に多くなった状況でありました。事情を話しておわびするような内容が多くなりましたが、ほとんどのお客様が御理解をいただいたような状況であります。

また、その後は凍結以降に御家庭の特定の蛇口の水の出が悪いというような問い合わせもあっております。これは凍結が解消した際に器具や給水管内部の金属部分のさびが氷と一緒に流出してストレーナー等に詰まったことによる出水不良が原因で現地確認やお客様による蛇口周りの掃除等の説明を行っております。週明け2月1日ごろから修理の問い合わせのほかに修理完了されたお客様からの水道料金に関する問い合わせが多くなってきております。これにつきましては、後ほど料金課長のほうからお答えさせていただこうと思っております。

私のほうは以上です。

○原口議長 中島総務課長。

○中島総務課長 総務課長の中島でございます。私からはお尋ねの3点目、緊急断水と減圧措置に対する住民の皆様への周知についてお答えさせていただきます。

まずは1月26日の緊急断水につきましては、お知らせが断水直前となってしまう、住民の皆様には十分な準備の時間がなく御不便をおかけしましたこと、深くおわび申し上げます。緊急断水の決定は前日の配水池の状況などを参考にしながら情報収集に努め、何とか断水が回避できるのではないかという判断をいたしておりましたところ、配水池の水位が急激に低下し、断水が避けられない結果となりました。これは私どもの判断が甘かったということであり、深く反省いたしております。

住民の皆様へのお知らせ、周知につきましては、当企業団、春日市、那珂川町それぞれのホームページ、防災メール、那珂川町の防災無線、広報車を利用するなどして行いましたが、断水直前のお知らせということもあり、かなりお叱りをいただいた状況でございます。

1月27日から2月2日まで実施した減圧給水につきましては、緊急断水などの反省も踏まえまして春日市、那珂川町の協力を仰ぎながら広報活動を早い時間から行った結果、大きな混乱もなく無事終了することができました。

2月2日の減圧給水終了後につきましても、引き続き2月10日まで広報車を利用し住民

の皆様は節水の御協力をお願いした次第でございます。

今後の課題につきましては、この寒波が今までに経験したことのないものであり、水道管の破損による修理依頼が予想以上に多かったため、業者の対応が追いつかず、修理に数日を要し、住民の皆様には多大の御不便をおかけしました。また、広報につきましても春日市、那珂川町に協力をお願いしたという状況でございました。防寒対策も含め断水時における住民の皆様へのお知らせなどについても不十分であったため、今回の対応を十分に反省し、改善点を見出しながら、今後は春日市、那珂川町とも協議の上、広報体制の確立に努めるとともに、災害時に確実に給水のできる体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○原口議長 山川料金課長。

○山川料金課長 料金課長の山川でございます。4点目と5点目の御質問についてお答えさせていただきます。

まず、4点目の質問です。空き家からの漏水対策についてでございます。

先ほど壽福議員が言われましたとおり、特にこの空き家漏水を放置いたしますと影響が大きくなりますことから、まず1月25日から31日までの午後10時から翌朝の5時までの間で公用車5台、職員10名体制で受水槽設置施設を中心に巡回パトロールを実施いたしました。それにあわせて対象施設近辺の調査を行い、止水作業もあわせて行いました。その中では受水槽設置施設663件の調査で受水槽漏水が確認されたのが16件ありました。また、あわせまして27日からは集合住宅を除く戸建て住宅、これに空き家も含まれます、この戸建て住宅の漏水調査及びバルブ止めを検針員30名で実施いたしました。その結果、戸建て住宅3万7,549軒の調査に対しまして漏水が確認できたものが1.2%に当たります447件ございました。また、そのうち空き家が3,164軒ある中で1.9%に当たります60件の空き家漏水を確認いたしております。

続きまして、5点目の使用水量の認定と料金の減免についてであります。

今回の寒波での水道管破損による水道料金の取り扱いについてということになるかと思いますが、まず福岡市及び筑紫地区の水道事業体の対応を調査いたしました結果、いずれも漏水量相当分を減免するという方向性を打ち出しておりました。その調査結果を踏まえて企業団でも検討いたしました結果、今回の寒波は異常寒波であり、防寒対策を施したにもかかわらず漏水していたという報告もあったことなどから、今回の寒波による漏水は不可抗力的な漏水であり、減免対象とし、漏水量相当分を減免することといたしました。しかしながら、漏水事故等の場合の認定要件であります春日那珂川水道企業団使用水

量の認定等に関する要綱第6条の第1項第2号の規定では、「天災その他の不可抗力な場合による漏水（寒波を除く。）」となっていますことから、この寒波による漏水は減免の対象外となっております。そのため同要綱の第10条、「この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難い事項については、必要に応じて、企業長が別に定める。」という規定に基づきまして漏水量相当分を減免することといたしました。

また、第9条に規定されております本来減免の対象とはならない湯沸かし器や、あと太陽熱温水器等からの漏水につきましても近隣の事業体と同じように減免の対象として対応を行っているところでございます。

それから、規模についての御質問ですが、漏水調査におきまして職員及び検針員で集合住宅、戸建て住宅などを一軒一軒を回って調査しておりますので、そのときに漏水を確認できました件数としましては463件ですが、漏水量やその金額等につきましては今月の定例の水道の検針及びまた3月に行いますこの定例の検針が終了してその後の料金が確定してからでないと集計等がとれません。よって、現時点では規模は把握できません。

以上でございます。

○原口議長 井上企業長。

○井上企業長 企業長に対する御質問にお答えいたします。

水道は日常生活にとって必要不可欠であり、住民の生活環境及び公衆衛生に大きな影響を与えるため、今後も春日那珂川水道企業団の担うべき責務はさらに重要なものとなってまいります。老朽化のため懸案でありました東隈浄水場については施設改良に着手し、現在のところ事業は順調に進んでおります。今後は今回の水源問題を含めまして中・長期的な見通しを立て、財政面においても計画的に施設更新を図ってまいりたいと考えております。このような状況を踏まえまして引き続き職員一丸となって私どもの使命である安全で安心な水道水を安定的に供給するという責務を果たしていく覚悟でございます。

○原口議長 壽福議員。

○壽福議員 1項目めですが、被害の状況と復旧作業の進捗については、全体で911件の凍結破損があったということで、現在応急から本修理を行っているということでありますので、今後迅速な対応をお願いしたいというふうに思っております。

それから、2項目めにつきましては、住民の問い合わせと対処でございますが、これにつきましては修理の対応が余りにも多かったということで、住民の方が直接業者に依頼するというようなこともあったようでございますけれども、しかしながら事情をしっかりと説明をして大きなトラブルはなかったということでございますので、それはそれでよかったというふうに思っております。

3項目めでございますが、住民のお知らせの周知でございます。これは初日に1月26日、緊急断水のお知らせについては、断水直前となって住民の皆様が水を確保、ためるといいますか、そういったいとまがないままに断水に入ったということでお叱りを受けたということではありますが、私の手元の資料は、これは那珂川町の防災行政無線での放送内容であります。1月26日の午前11時45分です、昼前です。その放送内容は、今回の寒波により漏水が多数発生し断水のおそれがありますので節水に御協力くださいということで放送されてます。そして、夜の22時13分です。今晚10時から翌朝5時まで緊急断水を行いますということでございます。これ22時13分というと、もう午後10時を過ぎてますので、要は緊急断水をするということが直前どころか、もう13分過ぎてるといような状況であったらと、これがお叱りの理由なんだろうというふうに受けとめておりますが、先ほど両構成団体と協議の上、広報体制の確立に努めるということをおっしゃっておりますので、体制が整い次第、直近の議会等でお示しをいただきたいというふうに思います。

それから、4項目めの空き家の漏水対策についてでございますが、これにつきましては3万7,549軒のうち3,164軒が空き家だということで、その中での60件の漏水があったということでございますが、私はこの空き家についての漏水については、もう完全に閉栓はできないのかと、空き家のところについては、もう最初から止水栓は止められんのかという思いがあります。しかしながら、ちょっとお話をさせてもらったら、これは借家ですね、一軒家の借家があるということで、これを一回一回止めたら、また借家借りる人がおって、またそのたびに職員が行って開けたり閉めたりというような作業があるということで、なかなかこれを全て閉栓するのは難しいというようなことも聞きましたので、これは今後の課題ということにしておきたいというふうに思います。

それから、5項目めですけれども、認定と料金の減免です。これについては、今回の寒波が非常に防寒対策を施したにもかかわらず漏水したということから減免をすることとしたということではありますが、それでは先ほどお話がありました911件ですか、911件の凍結破損があったということでございますが、この漏水に対する減免をこの方々にどのように周知をされるのか、周知の方法ですね、これをお答えください。そして、先ほどの漏水の規模等については、これは463件と言われましたかね、その規模については、2月末の検針、3月末の検針でわかるんだろうと思いますが、これについても直近の議会等々でお示しをいただきたいというふうに思います。これは答弁を求めます。

6項目めの企業長からの答弁でございますが、先ほども申し上げましたように公共施設の老朽化に伴うインフラ整備、こういった負担は、もうどこの自治体でもあるわけでございますが、それと同時に今暫定水源に係る負担もいたしております。そして、恒久対策に

係る水源の確保にも負担がかかります。それに加えてきのうのお話の中では22年度から26年度までの国庫の補助金についても返上をすると、これが約2億2,000万円と、そして27年度の国庫の補助金、これについても取り下げをすると、これ3億1,000万円、合わせて5億3,000万円、そして28年度は、これもまだ決まっておりませんが、約5億円の国庫補助金を予定をいたしておりますが、これについてもどうなるか不明である等々考えますと、大変厳しい状況にあるというふうに思っております。その中であって水道料金の値上げというのが住民の理解を得られるのかということ、なかなかこれも難しいのではないかとこのように思っています。内部留保もありますが、企業債もそれ以上にあります。ぜひこの件については企業長、副企業長の卓越した行政手腕をもって事に当たっていただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、幾つかの点につきまして答弁をお願いします。

○原口議長 料金課長。

○山川料金課長 5点目の再質問についてお答えいたします。

周知方法についてでございますが、周知方法につきましては、まず当企業団のホームページと春日市、那珂川町のホームページへの記載を行っております。また、企業団の広報紙と水道メーター検針時に配布いたします使用水量のお知らせ票への記載の準備を行っているところでございまして、今回のこの減免の対象となられますお客様に対し申請漏れがないように対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○原口議長 壽福議員、以上でいいでしょうか。

壽福議員。

○壽福議員 この広報、住民への、まあいいでしょう、今の5項目めから話をしますが、これにつきましては、ホームページ等々とかね、広報紙とかということをおっしゃいました。私も一番これが間違いなくできるのは、やっぱり2月、3月の末に検針がありますので、この検針の中に検針票と一緒に何かそういったチラシをつくって、そして入れ込むということをするれば、全ての世帯に行くのではないかとこのように思っておりますので、その辺はぜひそういったことでやっていただきたいというふうに思います。

それと、広報体制の確立ですね、3項目めにお話をしておりました、今後両構成団体と協議の上で確立していくということでございますが、これについては直近の議会等でお示しをしていただきたいというふうに思いますが、そういうことでよろしゅうございますか、最後にお聞きをします。

○原口議長 中島総務課長。

○中島総務課長 ただいま御質問のあった両構成団体との広報体制の確立でございますが、当企業団としてもやはり広報に非常に不十分であったという思いから、今回は初めて構成団体のほうにもお願いして広報のほうをお願いするとともにホームページ、また防災メール等を活用させていただいたこともございますので、そちらのほう、今後スムーズに水道使用者の方に広報できるように協同のほうの体制づくりをつくって次回報告させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。確立できて報告させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○原口議長 これで壽福議員の一般質問を終わりました。

これで一般質問を終結いたします。

日程第2、これより質疑に入ります。

議案第1号から議案第8号を一括議題といたします。

質疑の通告はあっておりませんが、この場においてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原口議長 質疑なしと認めます。

これで議案第1号から議案第8号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

議案第1号から議案第8号を一括議題とします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原口議長 討論なしと認めます。

これで議案第1号から議案第8号に対する討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第1号平成27年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○原口議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号平成28年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○原口議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号春日那珂川水道企業団行政不服審査会条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○原口議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号春日那珂川水道企業団情報公開条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○原口議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号春日那珂川水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○原口議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号春日那珂川水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○原口議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○原口議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号春日那珂川水道企業団特別職の職員の議員報酬、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○原口議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

以上で今次定例会の日程は全て終了いたしました。

これにて平成28年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会を閉会いたします。

閉会 14時38分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年2月16日

春日那珂川水道企業団議会議長 原 口 憲 雄

4 番 松 尾 正 貴

5 番 津 留 涉